

名古屋市上下水道局管理規程第3号

名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月28日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第2条第3項中「代理する」を「行う」に改め、同条第4項中「（という。）が」の次に「別に企業出納員として」を加え、「代理する」を「行う」に改め、同条第6項中「代理する」を「行う」に改める。

第3条の見出し中「金銭出納員」の次に「等」を加え、同条中「金銭出納員」の次に「（前条第3項の規定により金銭副出納員が金銭出納員の職務を行う場合にあっては金銭副出納員、同条第4項の規定により局長が別に企業出納員を指定する場合にあっては当該指定された職員）」を加える。

第5条第2項中「及び同部営業所」を削り、「営業センター等」を「営業センター」に改める。

第30条の2中「営業センター等」を「営業センター」に改める。

第34条中「令第22条の4」を「令第22条の3」に改める。

第35条中「令第22条の5」を「令第22条の4」に改める。

第67条第2項中「、営業所長」を削る。

第70条第2項中「及び営業所長」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。